

町 長	副町長	課 長	主 幹	担 当	合 議

会 長

署名委員

署名委員

## 第2回 上富良野町国民健康保険運営協議会議事録

- 1 日 時 自 平成 20 年 6 月 2 日 19 時 00 分  
 至 平成 20 年 6 月 2 日 21 時 00 分

- 2 場 所 上富良野町役場 審議室

- 3 出席者

公 益 代 表 北川 昭雄・大柳 房子・岡本 康裕

保険医・薬剤師代表 渋江 久・松井 英治・園田 明弘

被 保 険 者 代 表 鎌田 孝徳・小松 紀代美

(欠席委員 杉本 隆一)

事 務 局 町 長・町民生活課長・高橋主幹

北川主査・及川主査・末永主任・大串主事

- 4 付議議題

- ・平成 20 年度国民健康保険特別会計補正予算について

町長挨拶	
町 長	平成19年度事業年度は3月で終えたところですが、会計閉鎖は5月末日までというところで決算概要が整いましたことから平成19年度の特別会計の事業の状況についてご説明をさせていただきたいと思っております。給付の状況については対前年で一般分19.4パーセント、老人分4.8パーセント伸びている状況であります。また4,300万円の基金を支消させていただきましたが、3,512万円程繰り戻しをしている状況にあります。税込分としては97%の収納率であります。4千万弱の未済額があり、国保特別会計の運営上大きな支障をきたしているところと認識しているところであり今後も改善に向け努力していく所存であります。
会長挨拶	
会 長	6月の定例議会に本日の報告事項並びに補正予算に関して上程していくことからこれらの内容について答申するというので本日お集まりいただきました。報告事項並びに諮問事項について皆様のご協力を賜りながら審議していきたいと思っております。今回の運営協議会議事録署名委員について事務局案はありますか。
町民生活課長	松井委員・岡本委員にお願いしたいと思います。
会 長	今回の運営委員会の議事録署名委員は松井委員・岡本委員にお願いします。
1 報告事項	
(1) 平成19年度国民健康保険給付状況について	
及川主査	議案P1～7により説明。
	国保加入状況については1世帯あたりの構成人数が減少している状況もあり、世帯加入率としては一般・退職共に年々増加している傾向にある。被保険者人数としてはこれまで毎年微増が続いていたが、19年度は32人の減となった。加えて、介護保険第2号被保険対象者は対前年度との年度末人数の比較で100人程の減少となった。給付状況については、12ヶ月分の数字が出揃ったことから平成19年度1年間の給付状況について報告。一般・退職・老人いずれも前年対比で費用額が増加しており、給付の傾向としては前回運営協議会にて提示(11ヶ月分)の内容とさほどの変化はない。
会 長	給付については総体的に増えているということですね。事務局から報告のあった給付状況について、何か質問・意見等ありませんか。

各委員	(特に意見なし)
(2) 平成19年度国民健康保険特別会計決算について	
及川主査	議案P8～10により予算科目内容、決算額内訳、基金状況等について説明。 歳入のうち、保険税決算額については同じ税率を用いた平成18年度が3億7409万6068円の収納決算となっており、昨年と比較し1280万円の増額となっている。また、歳出のうち保険給付費合計額は18年度決算額で8億2346万9000円となっており、今年度は対前年度と比較し約1億2000万円の給付費増という結果になった。歳入歳出差引額の8215万3885円は次年度予算への繰越額となる。
町民生活課長	議案P10～12により平成19年度町税・国保税収納状況等について説明。 町税の収納率は現年課税分・滞納繰越分を合わせて98.2パーセントとなっており前年同期との対比で0.7パーセント程度の増、同じく国保税の収納率は現年課税分・滞納繰越分を合わせて90.5パーセント、前年対比で1.1パーセント程度の増となっている。国保税の19年度収納未済額は4079万1693円、ここから資料10ページに記載の不納欠損額525万4318円を差し引いた額が20年度への繰越額となる。不能欠損とは町が徴収権を放棄したものを指し、5年で時効を迎える。
松井委員	19年度の不納欠損額を525万円計上しているとの説明でしたが、ここ数年の不納欠損の状況を教えてもらえますか。また実質的な数字があれば示していただきたい。不納欠損として数字をあげていくのはいいが、全体の収支状況を見ると、国保の運営に悪影響を及ぼしてはいないのか。
町民生活課長	私が税務担当となった3年間は国保税の滞納が5千万円を超える状況で、7～8年も徴収できないまま放置され、不良債権化している収納未済分もありました。
松井委員	5年で時効を迎えるのではないのですか。
町民生活課長	5年の間に1円でも入金や差し押さえがあれば、その時点で時効のカウントがゼロになります。そのため滞納を5年以上繰り越すことができるケースもあります。
町長	住民票がある以上は、回収が困難と思われる住民に対しても毎年税を課していかなくてはなりませんが、これらの滞納の中には居所不明者や社会保険に加入しているにも関わらず、届出や手続きがなされないために課税されているものも少なからず含まれている状況にあります。

松井委員	居所不明者とはどういう人を指すのですか。
町民生活課長	住民票はあるがそこに居住しておらず、請求書が届かない状態の人を指します。追跡調査や差し押さえ財産がないかの調査は行っていますが、居所不明の人は多い状況であり、現状では徴収できるもの、差し押さえが可能なもの、不良債権化しているものの3種に分類し、可能なものについては強制執行により徴収しています。不良債権化しているものは法に照らして取れる取れないの判断をし、取れないと判断されたものは時効を迎える前に不納欠損として整理をしているところです。もちろん、これらの整理には全体の保険料収納率を上げていくことが前提ではあります。
会 長	保険料を払わずに保険証を使っている人はいるのですか。
町民生活課長	そのような人には納税相談を実施し、保険証の回収、短期証や資格証明書の発行、納税の誠意が無いものについては財産差押えの対策を講じているところですが、前年所得の状況により保険税額が決定されるため、失業等により収入が無くなった方への対応は難しいものがあります。
町 長	強制執行は数年前まではほとんど無い状況でしたが不納欠損にならないように町としては税徴収に努力しているところでありまして、その結果が収納率の向上につながっているものをご理解いただきたい。
会 長	生活に困窮して払えないという人もいるが、問題となるのは支払能力があるのに払わない人がいるということですね。社会情勢によって、今後もこのような人が増えてくるのではないのでしょうか。
及川主査	過去の不納欠損額の状況ですが、17年度は国保分で264万2032円、18年度は481万1300円となっています。
会 長	他に意見等ありませんか。
各委員	(特に意見なし)
(3) その他	乳幼児医療給付事業等について
町民生活課長	議案P13～14により医療給付事業の助成枠拡大、非課税世帯の初診時一部負担金の町単独助成について情報提供。
園田委員	初診時一部負担金の助成が平成23年9月までの3年間となっているのはなぜですか。
町民生活課長	時限立法としたのは、3年後にやめるということではなく、3年後の時代背景等を勘案し、助成制度の見直しをするのかどうか、助成内容が適当かどうかを判断するた

	めです。
会 長	他に意見等ありませんか。
各委員	(特に意見なし)
1 諮問事項	
	(1) 平成20年度国民健康保険特別会計補正予算について
及川主査	議案P15～16により6月議会に提案予定の補正予算案について説明。合わせて 特定健康診査事業内容、事業費について議案P17～18により説明。
会 長	特定保健指導栄養士の雇用に係る有資格者の身分保障とは？
及川主査	臨時の雇用形態では引き受けていただける人材が見つからず、常勤としての雇用条 件でお願いするところであり、社会保険被扶養者の特定健康指導を保健福祉課で受託 することから国保特定保健指導と合わせてほぼ1年間、続けて働くことのできる雇用 環境を構築したところ です。
松井委員	備品費で特定健診データ管理用のパソコンを購入するとのことだが、ソフト費用は 含まれていないのですか。また、セキュリティ面に不安はないのですか。
及川主査	システムは国保連合会から無償で提供されることから、ハードのみの費用となり、 国保連合会とはオンラインでデータ連携することになります。また、オンライン接続 とはいっても、専用の端末であり国保連合会のライン以外の接続設定はしないことと しております。
浜江委員	特定健康診査・特定保健指導の表中(議案P18)、75歳以上の高血圧・糖尿病・ 高脂血症などで病院受診しているものは健診を受ける必要がないとの記述があるが、 この3種類の疾病に限定されるのですか。
及川主査	限定している訳ではなく、意味合いとしては、かかりつけ医を決め、生活習慣病な どで定期的に病院受診している方がこれに該当すると考えています。
会 長	他に意見等ありませんか。
各委員	(特に意見なし)
3 その他	
町民生活課長	国民健康保険法に基づき運営協議会を設置し、諮問内容については国民健康保健法 施行令第6条の規定により定められているところでありまして、この規定によると保

険料率の変更などが生じた際は各委員の皆様にお集まり頂き審議していただくことは勿論必要な事ではありますが、補正による予算の組み替え等、軽微なものについては皆様にお集まりいただくことなく、今後はある程度事務局にお任せいただくこととさせていただきますたいと思っております。

町 長           北川会長と事務局間で調整をさせていただき、会長が必要と判断した際に委員の皆様を招集させていただくといったことでよろしいでしょうか。

各委員           (賛成意見多数 異議なし)

会 長           以上、報告案件、諮問事項がありましたが、他にみなさんのほうから何かありませんか。他に何もなければ、これで本日の運営協議会を終わりたいと思います。